

香川県報



号外3

平成18年

3月31日(金曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

人事委員会規則

- 人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則 一
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 二
- 職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則 二
- 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則 二
- 平成十八年改正給与条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則 六
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 八
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 三三
- 職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 三三
- 給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則 三五
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 三五
- 調整手当に関する規則の一部を改正する規則 三七
- 通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則 四〇
- 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則 四〇
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 四一
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則等の一部を改正する規則 四一
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 四二
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 四二
- 人事委員会告示
- 給料表別、級別職務分類表（昭和六十年香川県人事委員会告示第三号）の一 四三

部改正

人事委員会規則

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第三号

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則（昭和五十五年香川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十三号中「第二十八条第二項、第三十五条、第三十七条第一項、第四十二条の二又は第四十四条」を「第三十四条、第三十八条又は第四十条」に改める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項を次のように改める。

（事務局長に委任しない事務についての読替え）

2 第二条第二十二号中「定めること」とあるのは、当分の間、「定めること及び職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十四号）附則第六項第三号に規定する額を定めること」とする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十二年香川県人事委員会規則第七号）の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第三項中「の各号に掲げる」を「に掲げる職である」に、「他の」を「他の」に、「職、」を「職へ転任させ、」に、「試験」を「試験」に改め、同項第一号中「三級」を「二級」に、「(給料表別、級別職務分類表(昭和六十年香川県人事委員会告示第三号)別表第一(以下「職務分類表」という。))四級各事務部局の項に掲げる職を含む。又はこれら」を「又はこれ」に改め、同項第二号中「六級」を「四級」に改める。

第七条第一項第一号イ中「四級」を「三級」に、「(職務分類表四級各事務部局の項に掲げる職を除く。))又はこれら」を「又はこれ」に改め、同号ロ中「八級」を「七級」に改める。

第八条第二項第一号イ及びロ中「八級」を「七級」に改める。

別表第一第一号ハ中「及び診療エックス線技師」を「、診療エックス線技師及び臨床工学技士」に改め、同表第二号を次のように改める。

二 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号) 附則

第五項の規定の適用を受ける職員の職

別表第四第一号中「十級」を「八級」に、「これら」を「これ」に改め、同表第四号を次のように改める。

附 則

四 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第五項の規定の適用を受ける職員の職

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一第二号の改正規定及び別表第四第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日 香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第五号

職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益法人等への派遣等に関する規則(平成十四年香川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十七号までを一号ずつ繰

り上げる。

別表第二第七号を次のように改める。

七 社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第六号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第十四号)附則第四項の規定に基づき、平成十八年四月一日(以下「切替日」という。))の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料の切替えに關し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第二条 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。))は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- 一 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。))が切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。))に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。))に応じて別表に定める号給
- 二 旧級が、職員の給与に関する条例(昭和二十六年香川県条例第五号)第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の一級である職員 人事委員会の定める号給

三 前二号に掲げる職員以外の職員 その者の切替日における職務の級における最高の
号給 附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

別表（第2条関係）

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
4 級	366,500	85	85	86	86	87
	368,700	87	87	88	88	89
	370,900	89	90	91	92	93
	373,100	93	94	95	96	97
	375,300	97	98	99	100	101
	377,500	101	102	103	104	105
	379,700	105	106	107	108	109
	381,900	109	109	110	110	111
	384,100	111	111	112	112	113
5 級	384,200	109	110	111	112	113
6 級	420,100	89	90	91	92	93
7 級	430,600	77	78	79	80	81
	434,100	81	82	83	84	85
8 級	454,700	69	70	71	72	73
	458,300	73	74	75	76	77
9 級	491,000	53	54	55	56	57
	495,100	57	58	59	60	61
10級	514,700	37	38	39	40	41
	519,100	41	42	43	44	45
11級	582,300	37	38	39	40	41

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
3 級	418,500	137	138	139	140	141
4 級	429,500	109	110	111	112	113
	432,300	113	114	115	116	117
	435,100	117	118	119	120	121
	437,900	121	122	123	124	125
5 級	435,700	117	118	119	120	121
	438,700	121	122	123	124	125
6 級	458,800	89	90	91	92	93
7 級	467,300	77	78	79	80	81
	470,800	81	82	83	84	85
8 級	488,600	69	70	71	72	73
	492,200	73	74	75	76	77
9 級	502,500	53	54	55	56	57
	506,400	57	58	59	60	61
10級	523,700	37	38	39	40	41
	527,900	41	42	43	44	45

ハ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
2 級	円					
	372,800	113	114	115	116	117
	375,500	117	118	119	120	121
5 級	581,900	69	70	71	72	73

ニ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
2 級	円					
	517,500	89	90	91	92	93
	520,900	93	94	95	96	97
3 級	573,900	81	82	83	84	85
	578,000	85	86	87	88	89
4 級	606,900	57	58	59	60	61
	611,500	61	62	63	64	65

ホ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
4 級	円					
	388,100	101	102	103	104	105
5 級	426,300	81	82	83	84	85
6 級	454,700	65	66	67	68	69
7 級	493,200	49	50	51	52	53

ヘ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
1 級	円					
	322,000	161	162	163	164	165
	323,800	165	166	167	168	169
2 級	370,700	149	150	151	152	153
3 級	397,800	121	122	123	124	125
4 級	409,900	105	106	107	108	109
	412,300	109	110	111	112	113
5 級	430,300	85	86	87	88	89
	432,800	89	90	91	92	93

ト 大学教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
5 級	円					
	594,800	73	74	75	76	77

平成十八年改正給与条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田 安 紀 彦

香川県人事委員会規則第七号

平成十八年改正給与条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則(趣旨)

第一条 この規則は、平成十八年改正給与条例附則第六項から第八項までの規定による給料に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 平成十八年改正給与条例 職員の給与に關する条例及び一般職の任期付職員の採用等に關する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第十四号)をいう。

二 初任給等規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則(昭和六十年香川県人事委員会規則第十号)をいう。

三 改正前の初任給等規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部を改正する規則(平成十八年香川県人事委員会規則第九号)による改正前の初任給等規則をいう。

四 改正後の初任給等規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則の一部を改正する規則による改正後の初任給等規則をいう。

五 切替日 平成十八年四月一日をいう。

六 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給等規則別表第十八から別表第二十四までの初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(平成十八年改正給与条例附則第二項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成十八年改正給与条

例附則別表第一の新級欄に掲げる職務の級)をいう。ただし、その職務の級を改正後の初任給等規則別表第一から別表第七までの給料表別級別標準職務表の規定により当該職務の級より一級下位の職務の級に変更した職員にあっては、当該一級下位の職務の級をいう。

八 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

九 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間

ロ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ハ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間

ニ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に關する条例(昭和六十二年香川県条例第五号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ホ 職員の勤務時間、休暇等に關する条例(平成七年香川県条例第九号。以下「勤務時間等条例」という。)第十二条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

ヘ 職員の公益法人等への派遣等に關する条例(平成十三年香川県条例第四十七号)

第二條第一項の規定により派遣されていた期間

十 復職時調整 改正後の初任給等規則第三十七条又は平成十八年改正給与条例附則第十九項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例(平成四年香川県条例第二号)第六条の規定による号給の調整をいう。

十一 再任用職員異動 職員の給与に關する条例(昭和二十六年香川県条例第五号)第四条第十二項に規定する再任用職員について行う勤務時間等条例第二条第二項又は第三項の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。

十二 特定任期付職員 一般職の任期付職員の採用等に關する条例(平成十五年香川県条例第六十一号)第四条第一項に規定する特定任期付職員をいう。

十三 人事交流等職員 切替日以降に、次に掲げる者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。

イ 公立学校職員の給与に關する条例(昭和二十九年香川県条例第八号)の適用を受

ける職員

ロ 香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十三年香川県条例第四号）の適用を受ける職員

ハ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十條第二項に規定する退職派遣者

ニ 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七條の二第一項に規定する公庫等職員及び他の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。）

ホ 他の地方公共団体の職員

ヘ イからホまでに掲げる者に準ずる者として人事委員会の定める者

（平成十八年改正給与条例附則第六項の人事委員会規則で定める職員）

第三條 平成十八年改正給与条例附則第六項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 切替日以降に初任給基準異動をした職員

二 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

三 切替日前に休職等期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

四 切替日以降に再任用職員異動をした職員

五 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（平成十八年改正給与条例附則第七項の規定による給料の支給）

第四條 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。以下「特定職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正給与条例附則第七項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第五号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつた

ものとした場合）に改正前の初任給等規則第二十四條から第二十七條までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成十八年改正給与条例附則第六項各号の規定の例により算定した額に相当する額

二 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第五号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成十八年改正給与条例附則別表第一の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級）に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に改正前の初任給等規則第二十三條の規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成十八年改正給与条例附則第六項各号の規定の例により算定した額に相当する額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第五号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に改正前の初任給等規則第四十二條（第三項を除く。）又は平成十八年改正給与条例附則第十九項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第六條第一項の規定による号給の調整をされたものとした場合にこれらの規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成十八年改正給与条例附則第六項各号の規定の例により算定した額に相当する額

四 再任用職員異動をした場合 平成十八年改正給与条例附則第六項第一号に規定する暫定給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、基準級に応じた額（当該再任用職員異動後に地方公務員法第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間等条例第二條第二項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）

五 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の承認を得て定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正給与条例附則第七項の規定による給料として支給す

る。

(平成十八年改正給与条例附則第八項の規定による給料の支給)

第五条 特定任期付職員以外の人事交流等職員(次項に規定する職員を除く。)であつてその者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成十八年改正給与条例附則第六項各号の規定の例により算定した額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正給与条例附則第八項の規定による給料として支給する。

2 特定任期付職員以外の人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものには、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成十八年改正給与条例附則第七項の規定による給料の額に相当する額を、平成十八年改正給与条例附則第八項の規定による給料として支給する。

3 特定任期付職員である人事交流等職員であつて人事委員会の定めるものには、人事委員会の定める額を、平成十八年改正給与条例附則第八項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第六条 平成十八年改正給与条例附則第六項から第八項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第八号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年香川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「川部みどり園、精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター、川部みどり園」に改め、同条第二号中「身体障害者リハビリテーションセンター身体障害者相談所」を「障害福祉相談所」に改める。

第六条中「次に掲げる」を「大学又は短期大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他人事委員会の認める」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第九号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年香川県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号給」に、
第七章 昇給期間の短縮(第二十八条―第三十一条)

第八章 昇給(第三十二条―第四十条)

を「第七章 昇給(第二十八条―第三十五条)」に、「第九章」を「第八章」に、

「第四十一条―第四十三条」を「第三十六条―第三十九条」に、「第十章」を「第九章」に、「第四十四条」を「第四十条」に改める。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第四章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第十条第一項第一号イ中「九級、十級及び十一級」を「七級から九級まで」に改め、同

号口中「九級及び十級」を「八級及び九級」に改め、同号ホ中「七級及び八級」を「から八級まで」に改め、同号ト中「五級」を「四級」に改める。

第十一条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「第二十二條第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号から第三号まで又は第二十三條第一項第一号若しくは第二号」を「第二十二條第一項又は第二十三條第一項」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に改める。

第十三條の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加える。

第十四條の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「十八月（第一号から第三号までに掲げる者のそれぞれ当該各号に定める経験年数のうち五年までの年数及び第四号に掲げる者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、十二月）を「十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月」に改め、「切り捨てた数」の下に「に四（新たに職員となつた者が第三十一條第一項に規定する特定職員であるときは、三）を乗じて得た数」を、「する号給」の下に「（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に三を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）」を加え、同項ただし書を削る。

第十五條の見出し中「給料月額」を「号給」に改める。

第十六條の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「給料月額」を「号給」に、「権衡」を「均衡」に改める。

第十七條の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「給料月額」を「号給」に、「権衡」を「均衡」に改める。

第十八條の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「権衡上」を「均衡上」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第二十二條の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表（別表第二十五、別表第二十六、別表第二十七、別表第二十八、別表第二十九、別表第三十又は別表第三十一）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第二十二條第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 降格した職員をその降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。ただし、特別の事情によりこれにより難い場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができ

る。

第二十二條第六項を削る。

第二十三條の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

第二十三條第三項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との権衡を著しく失すると認められるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第二十五條の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「給料月額」を「号給」に改め、同項第一号中「昭和三十七年十月一日（以下「基準日」という。）以後に新たに職員となつた者（次号に掲げる者を除く。）」を「次号に掲げる者以外の者」に、「権衡」を「均衡」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項第二号中「基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以後に新たに職員となりその給料月額」を「その初任給の号給」に、「なる給料月額」を「なる号給」に改め、同条第二項及び第三項中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十七條（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。第八章を削る。

第七章を次のように改める。

第七章 昇給

(昇給日)

第二十八条 条例第四条第六項の人事委員会規則で定める日は、第三十四条に定めるものを除き、毎年一月一日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第二十九条 条例第四条第六項の規定による昇給(第三十四条に定めるところにより行うものを除く。第三十一条及び第三十二条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(管理又は監督の地位にある職員)

第三十条 条例第四条第七項の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年香川県人事委員会規則第二十号)別表第一の上欄に掲げる職にある職員(条例第三条の二の規定の適用を受ける職員を除く。)とする。

(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第三十一条 前条に規定する管理又は監督の地位にある職員(以下「特定職員」という。)を条例第四条第六項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)に応じて特定職員昇給号給数表(別表第三十二)に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第二十九条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第四号又は第五号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- 一 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- 二 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- 三 勤務成績が良好である特定職員 C
- 四 勤務成績がやや良好でない特定職員 D

五 勤務成績が良好でない特定職員 E
3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

一 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間(当該期間の中途において新たに職員となつた特定職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第五号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D

二 人事委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十二條第三項、第二十五條第二項(第二十七條において準用する場合を含む。)若しくは第三十六條の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除して得た数を乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める特定職員にあつては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

6 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十四條に規定する異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(特定職員以外の職員の昇給の号給数)

第三十二条 特定職員以外の職員(条例第三条の二の規定の適用を受ける職員を除く。)を条例第四条第六項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、
当分の間、別に定める。

(年齢により昇給の号給数を抑制する職員)

第三十三条 条例第四条第八項の人事委員会規則で定める職員は、五十五歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳)に達した日以後における最初の三月三十一日後に在職する職員とする。

(研修、表彰等による昇給)

第三十四条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該各号に定める日に、条例第四条第六項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で勤務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより、表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 三 生命をとじて職務を遂行し、そのために危篤となり、又は心身に著しい障害がある状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合 人事委員会の定める日
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第三十五条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第九章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第四十一条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「第二十二條第五項」を「第二十二條第三項」に、「給料月額」を「号給」に改め、第九章中同条を第三十六條とする。

第四十二条の見出しを「(復職時等における号給の調整)」に改め、同条第一項中「専

従許可を」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を」に、「外国派遣職員」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年香川県条例第五号)第三条第二項に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)」に、「別表第二十七」を「別表第三十三」に改め、「(以下「調整期間」という。)」を削り、「又は復職等の日から一年以内の第三十四条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整する」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第三十七条とする。

第四十二条の二(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改め、同条を第三十八条とする。

第四十三条中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削り、同条を第三十九条とする。

第九章を第八章とする。

第四十四条の見出しを削り、第十章中同条を第四十条とする。

第十章を第九章とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
九級	本庁の部長の職務又はこれに相当する職務
八級	本庁の次長の職務又はこれに相当する職務
七級	本庁の困難な業務を処理する課長の職務又はこれに相当する職務
六級	本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
五級	本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれに相当する職務
四級	本庁の課長補佐の職務又はこれに相当する職務
三級	主任の職務又はこれに相当する職務

二級	主任主事若しくは主任技師の職務又はこれらに相当する職務
一級	主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務

別表第二(第二条関係)

公安職給料表別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
九級	本部の部長の職務又はこれに相当する職務
八級	1 参事官の職務又はこれに相当する職務
	2 本部の困難な業務を処理する課長の職務又はこれに相当する職務
七級	1 本部の課長の職務又はこれに相当する職務
	2 調査官の職務
六級	1 本部の困難な業務を処理する次長若しくは課長補佐の職務又はこれらに相当する職務
	2 上席専門官の職務
五級	1 本部の次長若しくは課長補佐の職務又はこれらに相当する職務
	2 主任専門官の職務又はこれに相当する職務
四級	1 専門官の職務
	2 困難な業務を処理する主任の職務
三級	1 主任の職務
	2 困難な業務を処理する専門員の職務
二級	専門員の職務
一級	係員の職務

別表第三の四級の項及び三級の項を次のように改める。

四級	試験研究機関の副場長の職務又はこれに相当する職務
三級	試験研究機関の主席研究員の職務又はこれに相当する職務

別表第四の二級の項及び一級の項中「医師又は歯科医師」を「技師」に改める。

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第五(第三条関係)

医療職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
八級	人事委員会の認める職務
七級	困難な業務を処理する中央病院薬剤部長、食肉衛生検査所長若しくは家畜保健衛生所長の職務又はこれらに相当する職務(八級の標準職務の欄に掲げる職務を除く。)
	六級
五級	小豆総合事務所の課長、保健福祉事務所の課長、食肉衛生検査所の課長若しくは家畜保健衛生所の課長の職務又はこれらに相当する職務
	四級
三級	1 主任の職務
	2 主任技師の職務
二級	高度の技術又は経験を必要とする技師の職務
一級	技師の職務

別表第六(第三条関係)

医療職給料表(三)級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
七級	人事委員会の認める職務
六級	看護部長の職務又はこれに相当する職務(七級の標準職務の欄に掲げる職務を除く。)

五級	副看護部長、看護師長、看護主任、小豆総合事務所の課長若しくは保健福祉事務所の課長の職務又はこれらに相当する職務
四級	主任の職務
三級	主任技師（条例第四条第十二項に規定する再任用職員を除く。）の職務
二級	1 主任技師（条例第四条第十二項に規定する再任用職員に限る。）の職務 2 相当の技術又は経験を必要とする技師の職務
一級	技師の職務

別表第七の五級の項中「五級」を「四級」に改め、同表四級の項中「四級」を「三級」に改め、同表三級の項中「三級」を「二級」に改め、同表二級の項中「二級」を「一級」に改め、同表一級の項を削る。

別表第八及び別表第九を次のように改める。

別表第八（第四条関係）

行政職給料表級別資格基準表

試験	正規の試験		学歴免許等	職務の級									
	初級	中級		上級	大学卒	短大卒	高校卒	一級	二級	三級	四級	五級	六級
○	○	○	○	三	五・五	六	八	○	二	四	七	三	一
○	○	○	○	四	四	一〇	四	二	二	四	一	二	二
○	○	○	○	四	四	一四	四	二	二	四	一	二	二
○	○	○	○	二	二	一六	二	二	二	二	一	二	二
○	○	○	○	二	二	一八	二	二	二	二	一	二	二
○	○	○	○	二	二	二〇	二	二	二	二	一	二	二

備考 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」は、香川県職員採用上級試験及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示し、「中級」は、香川県職員採用中級試験及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示し、「初級」は、香川県職員

採用初級試験及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示す。

別表第九（第四条関係）
公安職給料表級別資格基準表

試験	正規の試験		学歴免許等	職務の級						
	初級	高校卒		一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
○	○	○	○	二	五	一〇	一六	一八	二〇	二
○	○	○	○	二	五	一〇	一六	一八	二〇	二
○	○	○	○	二	五	一〇	一六	一八	二〇	二
○	○	○	○	二	五	一〇	一六	一八	二〇	二
○	○	○	○	二	五	一〇	一六	一八	二〇	二
○	○	○	○	二	五	一〇	一六	一八	二〇	二

備考 試験欄の正規の試験の区分に掲げる「初級」は、香川県警察官（巡査）採用試験を示す。

別表第十四を次のように改める。

別表第十四（第四条関係）
大学教育職給料表級別資格基準表

職種	教授		助教授		学歴免許等	職務の級		
	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒		一級	二級	三級
○	○	○	○	○	○	六	九	六
○	○	○	○	○	○	六	九	六
○	○	○	○	○	○	六	九	六
○	○	○	○	○	○	六	九	六
○	○	○	○	○	○	六	九	六
○	○	○	○	○	○	六	九	六
○	○	○	○	○	○	六	九	六

助手	短大卒	○	九	六
	大学卒	○		
	短大卒	二・五		

別表第十八中「二級二号給」を「一級二十五号給」に、「一級五号給」を「一級十五号給」に、「一級三号給」を「一級五号給」に改める。

別表第十九中「二級二号給」を「一級一号給」に改め、同表備考2中「修了者」の下に「その他の部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる者」を加える。

別表第二十中「二級二号給」を「二級一号給」に、「一級五号給」を「一級十五号給」に、「一級三号給」を「一級五号給」に改める。

別表第二十一中「二級十号給」を「一級三十三号給」に、「一級四号給」を「一級九号給」に改める。

別表第二十二中「二級二号給」を「二級一号給」に、「二級五号給」を「二級十二号給」に、「一級四号給」を「二級十一号給」に、「二級六号給」を「二級十七号給」に、「二級三号給」を「一級七号給」に、「一級二号給」を「一級一号給」に改める。

別表第二十三中「二級四号給」を「二級九号給」に、「二級三号給」を「二級五号給」に、「二級二号給」を「二級一号給」に、「一級二号給」を「一級一号給」に、「二級五号給」を「二級十三号給」に改める。

別表第二十四助手の項中「二級十一号給」を「一級三十七号給」に、「二級九号給」を「一級二十九号給」に、「二級五号給」を「一級十三号給」に、「二級二号給」を「一級一号給」に改め、同表教務職員ノ項及び備考を削る。

別表第二十五及び別表第二十六を次のように改める。

別表第25 行政職給料表昇格時号給対応表 (第22条関係)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	14
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15
38	6	22	22	30	30	23	25	15
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16
42	10	26	26	34	34	25	27	16
43	11	27	27	35	35	26	28	16
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	29	17
46	14	30	30	38	38	27	29	
47	15	31	31	39	39	28	30	
48	16	32	32	40	40	28	30	
49	17	33	33	41	41	29	31	
50	18	34	34	42	41	29	31	
51	19	35	35	43	42	29	32	
52	20	36	36	44	42	30	32	
53	21	37	37	45	43	30	33	
54	22	38	38	46	43	30	33	
55	23	39	39	47	44	31	34	
56	24	40	40	48	44	31	34	
57	25	41	41	49	45	31	35	
58	25	41	42	50	45	32	35	
59	26	42	43	51	46	32	36	
60	26	42	44	52	46	32	36	
61	27	43	45	53	47	33	37	
62	27	43	45	54	47	33		
63	28	44	45	55	48	34		

64	28	44	46	56	48	34		
65	29	45	46	57	49	35		
66	29	45	46	58	49	35		
67	30	46	47	59	50	36		
68	30	46	47	60	50	36		
69	31	47	47	61	51	37		
70	31	47	48	62	51	37		
71	32	48	48	63	52	38		
72	32	48	48	64	52	38		
73	33	49	49	65	53	39		
74	33	49	49	66	54	39		
75	34	49	49	67	55	40		
76	34	49	50	68	56	40		
77	35	50	50	69	57	41		
78	35	50	50	70	58			
79	36	50	51	71	59			
80	36	50	51	72	60			
81	37	51	51	73	61			
82	37	51	52	74	62			
83	38	51	52	75	63			
84	38	51	52	76	64			
85	39	52	53	77	65			
86	39	52	53	78				
87	40	52	53	79				
88	40	52	53	80				
89	41	53	54	81				
90	41	53	54	82				
91	42	53	54	83				
92	42	53	54	84				
93	43	53	55	85				
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	56					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	57					
102		55	57					
103		55	58					
104		56	58					
105		56	59					
106		56	59					
107		56	60					
108		56	60					
109		57	61					
110		57	61					
111		57	62					
112		57	62					
113		58	63					
114		58						
115		58						
116		58						
117		59						
118		59						
119		59						
120		59						
121		60						
122		60						
123		60						
124		60						
125		61						

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第26 公安職給料表昇格時号給対応表 (第22条関係)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	31
48	40	36	32	24	40	40	36	31
49	41	37	33	25	41	41	37	31
50	42	38	34	26	42	42	38	32
51	43	39	35	27	43	43	39	32
52	44	40	36	28	44	44	40	32
53	45	41	37	29	45	45	41	33
54	46	42	38	30	46	46	42	33
55	47	43	39	31	47	47	43	34
56	48	44	40	32	48	48	44	34
57	49	45	41	33	49	49	45	35
58	50	46	42	34	50	49	46	35
59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37
62	54	50	46	38	54	50	50	
63	55	51	47	39	55	51	51	

64	56	52	48	40	56	51	52	
65	57	53	49	41	57	51	53	
66	58	54	50	42	58	52	53	
67	59	55	51	43	59	52	54	
68	60	56	52	44	60	52	54	
69	61	57	53	45	61	53	55	
70	62	58	54	45	62	54	55	
71	63	59	55	46	63	55	56	
72	64	60	56	46	64	56	56	
73	65	61	57	47	65	57	57	
74	66	62	58	47	66	58	58	
75	67	63	59	48	67	59	59	
76	68	64	60	48	68	60	60	
77	69	65	61	49	69	61	61	
78	70	66	62	50	70	62		
79	71	67	63	51	71	63		
80	72	68	64	52	72	64		
81	73	69	65	53	73	65		
82	74	70	66	54	74	65		
83	75	71	67	55	75	66		
84	76	72	68	56	76	66		
85	77	73	69	57	77	67		
86	78	74	69	57	78			
87	79	75	70	58	79			
88	80	76	70	58	80			
89	81	77	71	59	81			
90	81	78	71	59	82			
91	82	79	72	60	83			
92	82	80	72	60	84			
93	83	81	73	61	85			
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	90	82	64				
103	91	91	83	64				
104	92	92	84	64				
105	93	93	85	65				
106	93	93	86	66				
107	94	94	87	67				
108	94	94	88	68				
109	95	95	89	69				
110	95	95	89	70				
111	96	96	90	71				
112	96	96	90	72				
113	97	97	91	73				
114	97	98	91	73				
115	98	99	92	74				
116	98	100	92	74				
117	99	101	93	75				
118	99	101	94	75				
119	100	101	95	76				
120	100	102	96	76				
121	101	102	97	77				
122	101	102	98	78				
123	102	103	99	79				
124	102	103	100	80				
125	103	103	101	81				
126			101					
127			102					
128			102					
129			103					
130			103					
131			104					

132			104					
133			105					
134			106					
135			107					
136			108					
137			109					
138			110					
139			111					
140			112					
141			113					

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第二十七中「第四十二条関係」を「第三十七条関係」に改め、同表備考を削り、同表を別表第三十三とする。
別表第二十六の次に次の六表を加える。

別表第27 研究職給料表昇格時号給対応表 (第22条関係)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	29	21
47	23	15	30	22
48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	25	17	31	23
51	26	18	32	24
52	26	18	32	24
53	27	19	33	25
54	27	19	34	25
55	28	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	27
58	30	21	37	27
59	31	22	38	28
60	32	22	38	28
61	33	23	39	29
62	33	23	39	29
63	34	24	40	29

64	34	24	40	30
65	35	25	41	30
66	35	25	41	30
67	36	26	41	31
68	36	26	42	31
69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
74	39	29	44	33
75	40	30	44	34
76	40	30	44	34
77	41	31	45	35
78	41	31	45	
79	42	32	46	
80	42	32	46	
81	43	33	47	
82	43	33	47	
83	44	33	48	
84	44	34	48	
85	45	34	49	
86	46	34	49	
87	47	35	50	
88	48	35	50	
89	49	35	51	
90	49	36		
91	50	36		
92	50	36		
93	51	37		
94	51	37		
95	52	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		
106	59	41		
107	60	41		
108	60	42		
109	61	42		
110	61	42		
111	61	43		
112	62	43		
113	62	43		
114	62	44		
115	63	44		
116	63	44		
117	63	45		
118	64	45		
119	64	46		
120	64	46		
121	65	47		

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第28 医療職給料表(一)昇格時号給対応表 (第22条関係)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38

64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第29 医療職給料表(二)昇格時号給対応表 (第22条関係)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2	1
19	1	3	7	3	3	3	1
20	1	4	8	4	4	4	1
21	1	5	9	5	5	5	1
22	2	6	10	6	6	6	1
23	3	7	11	7	7	7	1
24	4	8	12	8	8	8	1
25	5	9	13	9	9	9	1
26	6	10	14	10	10	10	2
27	7	11	15	11	11	11	3
28	8	12	16	12	12	12	4
29	9	13	17	13	13	13	5
30	10	14	18	14	14	14	6
31	11	15	19	15	15	15	7
32	12	16	20	16	16	16	8
33	13	17	21	17	17	17	9
34	14	18	22	18	18	18	10
35	15	19	23	19	19	19	11
36	16	20	24	20	20	20	12
37	17	21	25	21	21	21	13
38	18	22	26	22	22	21	13
39	19	23	27	23	23	22	13
40	20	24	28	24	24	22	13
41	21	25	29	25	25	23	14
42	22	26	30	26	26	23	14
43	23	27	31	27	27	24	14
44	24	28	32	28	28	24	14
45	25	29	33	29	29	25	15
46	26	30	34	30	30	25	15
47	27	31	35	31	31	25	15
48	28	32	36	32	32	26	15
49	29	33	37	33	33	26	16
50	29	34	38	33	33	26	16
51	30	35	39	34	34	27	16
52	30	36	40	34	34	27	16
53	31	37	41	35	35	27	17
54	31	38	42	35	35	28	
55	32	39	43	36	36	28	
56	32	40	44	36	36	28	
57	33	41	45	37	37	29	
58	34	42	46	38	37	29	
59	35	43	47	39	37	30	
60	36	44	48	40	38	30	
61	37	45	49	41	38	31	
62	37	46	50	41	38	31	
63	38	47	51	41	39	32	

64	38	48	52	42	39	32	
65	39	49	53	42	39	33	
66	39	50	54	42	40	33	
67	40	51	55	43	40	34	
68	40	52	56	43	40	34	
69	41	53	57	43	41	35	
70	41	53	58	44	41		
71	42	54	59	44	42		
72	42	54	60	44	42		
73	43	55	61	45	43		
74	43	55	61	45	43		
75	44	56	62	45	44		
76	44	56	62	45	44		
77	45	57	63	46	45		
78	45	57	63	46	45		
79	45	58	64	46	46		
80	46	58	64	46	46		
81	46	59	65	47	47		
82	46	59	65	47	47		
83	47	60	66	47	48		
84	47	60	66	47	48		
85	47	61	67	48	49		
86		61	67	48			
87		61	68	48			
88		61	68	48			
89		61	69	49			
90		62	70	49			
91		62	71	49			
92		62	72	50			
93		62	73	50			
94		62	73	50			
95		63	74	51			
96		63	74	51			
97		63	75	51			
98		63	75	52			
99		63	76	52			
100		64	76	52			
101		64	77	53			
102		64	77	53			
103		64	78	54			
104		64	78	54			
105		65	79	55			
106			79				
107			80				
108			80				
109			81				
110			81				
111			82				
112			82				
113			83				

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第30 医療職給料表(三)昇格時号給対応表(第22条関係)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44

64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	49
71	55	47	59	54	40	50
72	56	48	60	54	40	50
73	57	49	61	55	41	51
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	
84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	
87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	
91	71	67	79	66	47	
92	72	68	80	66	47	
93	73	69	81	67	47	
94	74	70	82	67		
95	75	71	83	68		
96	76	72	84	68		
97	77	73	85	69		
98	77	74	85	70		
99	78	75	86	71		
100	78	76	86	72		
101	79	77	87	73		
102	79	78	87	73		
103	80	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	82	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	83	83	95	79		
112	83	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	84	84	98			
115	84	84	99			
116	84	84	100			
117	85	85	101			
118	85	85	101			
119	85	85	102			
120	85	86	102			
121	86	86	103			
122	86	86	103			
123	86	87	104			
124	86	87	104			
125	87	87	105			
126	87	88				
127	87	88				
128	87	88				
129	88	89				
130	88	89				
131	88	89				

132	88	90				
133	89	90				
134	89	90				
135	89	91				
136	90	91				
137	90	91				
138	90	92				
139	91	92				
140	91	92				
141	91	93				
142	92	93				
143	92	93				
144	92	94				
145	93	94				
146	93	94				
147	93	95				
148	93	95				
149	94	95				
150	94	96				
151	94	96				
152	94	96				
153	95	97				
154	95					
155	95					
156	95					
157	96					
158	96					
159	96					
160	96					
161	97					
162	97					
163	97					
164	98					
165	98					
166	98					
167	99					
168	99					
169	99					

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第31 大学教育職給料表昇格時号給対応表 (第22条関係)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2
31	11	19	3
32	12	20	4
33	13	21	5
34	14	22	6
35	15	23	7
36	16	24	8
37	17	25	9
38	18	26	10
39	19	27	11
40	20	28	12
41	21	29	13
42	22	30	14
43	23	31	15
44	24	32	16
45	25	33	17
46	26	34	18
47	27	35	19
48	28	36	20
49	29	37	21
50	30	38	21
51	31	39	22
52	32	40	22
53	33	41	23
54	33	41	23
55	33	42	24
56	34	42	24
57	34	43	25
58	34	43	25
59	35	44	25
60	35	44	26
61	35	45	26
62	36	46	26
63	36	47	27

64	36	48	27
65	37	49	27
66	37	50	28
67	38	51	28
68	38	52	28
69	39	53	29
70	39	54	29
71	40	55	30
72	40	56	30
73	41	57	31
74	41	57	31
75	42	58	32
76	42	58	32
77	43	59	33
78	43	59	33
79	44	60	33
80	44	60	34
81	45	61	34
82	45	61	34
83	46	62	35
84	46	62	35
85	47	63	35
86	47	63	36
87	48	64	36
88	48	64	36
89	49	65	37
90	49	65	
91	49	66	
92	49	66	
93	50	67	
94	50	67	
95	50	68	
96	50	68	
97	51	69	
98	51	69	
99	51	70	
100	51	70	
101	52	71	
102	52	71	
103	52	72	
104	52	72	
105	53	73	
106	53		
107	53		
108	54		
109	54		
110	54		
111	55		
112	55		
113	55		
114	56		
115	56		
116	56		
117	57		
118	57		
119	57		
120	57		
121	58		
122	58		
123	58		
124	58		
125	59		
126	59		
127	59		
128	59		
129	60		

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第三十二（第三十一条関係）

特定職員昇給号給数表

昇給区分		昇給の号給数	
A	八号給以上	四号給以上	
B	六号給	三号給	
C	三号給	二号給	
D	二号給	一号給	

備考 この表に定める上段の号給数は条例第四条第八項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十四号。以下「改正条例」という。）附則第二項の規定によりその者の平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員（以下「改正条例附則第二項適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員（次項に規定する級変更職員を除く。）に対する改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）別表第八から別表第十四までの級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

一 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が行政職給料表の二級若しくは五級又は公安職給料表の五級であった職員 旧級及び旧級の一級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 新規則別表第一から別表第七までの給料表別級別標準職務表の規定により旧級（改正条例附則第二項適用職員にあつては、旧級に対応する改正条例附則別表第一の新級欄に

掲げる職務の級）を一級下位の職務の級に変更した職員（以下「級変更職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対する新規則別表第八から別表第十四までの級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級（以下「変更後の級」という。）に在級する期間に通算する。

一 改正条例附則第二項適用職員 旧級及び変更後の級を改正条例附則別表第一の新級欄の職務の級としてこれに対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級及び旧級の二級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

4 改正条例附則第二項適用職員（級変更職員を除く。）に係る切替日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格（切替日から平成十九年三月三十一日までの間における新規則第十九条の規定によるものに限る。次項において同じ。）については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が行政職給料表の二級若しくは五級又は公安職給料表の五級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であった職員にあつては旧級及び旧級の二級下位の職務の級並びに職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十四号）附則第二項の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算一年以上、旧級が同条例附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては旧級及び新級に通算一年以上」とする。

5 級変更職員に係る切替日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格については、新規則第十九条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十四号。以下この項において「改正条例」という。）附則第二項の規定によりその者の平成十八年四月一日（以下この項において「切替日」という。）における職務の級を定められた職員（以下この項において「改正条例附則第二項適用職員」という。）にあつては切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

の一部を改正する規則（平成十八年香川県人事委員会規則第九号）の規定による改正後の別表第一から別表第七までの給料表別級別標準職務表の規定により切替日にその者が属することとなる職務の級（以下この項において「変更後の級」という。）を改正条例附則別表第一の新級欄の職務の級としてこれに対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級並びに変更後の級に通算一年以上、改正条例附則第二項適用職員以外の職員にあつては旧級及び旧級の一級下位の職務の級並びに変更後の級に通算一年以上とする。

（切替日における昇格又は降格の特例）

6 切替日に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第二十二條又は第二十三條の規定を適用する。

（平成十九年一月一日までの間における特定職員の号給の特例）

7 平成十九年一月一日までの間における新規則第三十一條第三項第一号及び第五項の規定の適用については、同条第三項第一号中「昇給日前一年間」とあるのは「平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの期間」と、同条第五項中「前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十二條第三項、第二十五條第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）若しくは第三十六條の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成十九年一月一日における特定職員」と、「その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日」とあるのは「平成十八年四月一日（同日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十二條第三項、第二十五條第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）若しくは第三十六條の規定により号給を決定された特定職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日）」とする。

（平成十九年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

8 平成十九年一月一日において、特定職員（新規則第三十一條第一項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号。以下「条例」という。）第二条の二の規定の適用を受ける職員を除く。以下「一般職員」という。）を条例第四條第六項の規定による昇給（新規則第三十四條に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の昇給の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）に相当する数に、切替日（切替日後に新たに職員となつた一般職員又は切替日後に新規則第二

十二條第三項、第二十五條第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）若しくは第三十六條の規定により号給を決定された一般職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日）から平成十八年十二月三十一日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除して得た数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める一般職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

一 この項の規定による号給数が零となる一般職員

二 次項第三号に掲げる一般職員で任命権者が昇給させることが相当でないと認めるもの

9 一般職員の基準号給数は、新規則第二十九條に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

一 勤務成績が特に良好である一般職員 五号給以上（条例第四條第八項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、三号給以上）

二 勤務成績が良好である一般職員 四号給（条例第四條第八項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、二号給）

三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 三号給以下（条例第四條第八項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、一号給以下）

10 人事委員会の定める事由以外の事由によつて切替日から平成十八年十二月三十一日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となつた一般職員にあつては、新たに職員となつた日から同月三十一日までの期間）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第三号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。

11 附則第八項の規定による昇給の号給数が、平成十九年一月一日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給（同月一日において職務の級を異にする異動又は新規則第二十四條に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第十号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年香川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項本文中「調整手当」を「地域手当」に、「差引く」を「差し引く」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

「第二節の三 初任給調整手当、調整手当、特勤勤務手当等の支給」を「第二節の三 初任給調整手当、地域手当及び特勤勤務手当等の支給」に改める。

第十条の四中「調整手当」を「地域手当」に改める。
第十九条第二項を削る。

第二十七条中「及び」を「又は」に、「給与」を「給料月額又は給料の特別調整額」に改める。

第二十八条中「及び調整手当」を「又は地域手当」に、「給与」を「給料又は地域手当」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（職員の給与に関する条例の一部改正による給料の切替えに伴う再任用短時間勤務職員の給与についての経過措置）

2 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十四号）附則第六項から第八項までの規定による給料を支給される職員に対する第二十七条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十四号）附則第六項から第八項までの規定による給料の額との合計額」とする。

第一号様式中

	局長	係長	係長	係長
	主任	係長	係長	係長
	係長	係長	係長	係長
	係長	係長	係長	係長

決裁

に改める。

附則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 改正前の第一号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第十一号

給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額表に関する規則（昭和二十八年香川県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「知事公室長」を削り、「政策調整監」を「政策調整監」に

改め、「消費生活センター所長」を削り、「大阪事務所長」を「大阪事務所長」

東讃土地改良事務所長

<p>に、「西讃県税事務所長」を「消費生活センター所長」に、「西讃県税事務所長」を「身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所長」に改め、「中央病院事務局次長」を削り、「高松高等技術学校長」を「計量検定所長」に改め、「(東讃土地改良事務所長を除く。)」を削り、「防災対策主幹」「適正処理推進主幹」を「防災指導監」に、「子ども女性相談センター次長」を「子ども女性相談センター次長」に改め、「計量検定所長」を削り、「食肉衛生検査所長」を「食肉衛生検査所長」に改め、「中央病院事務局次長」を「精神保健福祉センター次長」に改め、「計量検定所長」を削り、「農業試験場病害虫防除所長」を「農業試験場府中分場長」に、「農業試験場府中分場長」を「農業試験場病害虫防除所長」に、「防災・監督主幹」を「土地改良事務所次長」に改め、「主幹(人事委員会の認めるものに限る。)」を削り、「防災・監督主幹」を「主幹(人事委員会の認めるものに限る。)」に改め、「保健医療大学学科長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「教育次長(人事委員会の認めるものに限る。)」を「教育次長(人事委員会の認めるものに限る。)」に改め、「室長」、「図書館長」及び「教育七人事委員会の認めるものに限る。)」に改め、「室長」、「図書館長」及び「教育七</p>	<p>長 「高松北高等学校事務部長」 高松高等学校事務部長 高松工芸高等学校事務部長 高松商業高等学校事務部長 「三木高等学校事務部長」を削り、「三木高等学校事務部長」を「三木高等学校事務部長」に、「高松桜井高等学校事務部長」を「香川中央高等学校事務部長」に、「飯山高等学校事務部長」を「坂出工業高等学校事務部長」に改め、「高瀬高等学校通寺第一高等学校事務部長」を「善通寺第一高等学校事務部長」に改め、「高瀬高等学校事務部長」を削り、「香川中部養護学校事務部長」を「盲学校事務部長」に改め、同表労働委員会の事務部局の項を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="734 1164 798 2083"> <tr> <td>労働委員会の事務部局</td> <td>事務局長</td> <td>百分の十八</td> </tr> </table> <p>「さぬき警察署長」 高松東警察署長 小豆警察署長 高松西警察署長 善通寺警察署長 を「留置管理室長」に改め、「組織犯罪対策管理官」を削り、「警察署長(さぬき警察署長、高松南警察署長、坂出警察署長、丸亀警察署長及び観音寺警察署長を除く。)」を東かがわ警察署長 琴平警察署長 高瀬警察署長 に改める。</p>	労働委員会の事務部局	事務局長	百分の十八
労働委員会の事務部局	事務局長	百分の十八		

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第十二号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年香川県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「及び」を「又は」に改め、同項第三号中「職で」を「職で、」に、「もの」を「もの又は同条の規定による地域手当の級地が五級地若しくは六級地とされる地域に所在する公署（当該級地が一級地、二級地、三級地又は四級地とされる公署を除く。）若しくは当該級地が五級地若しくは六級地とされる公署に置かれるもの」に改め、同項第四号中「給与条列」を「第一号及び第二号に掲げる職以外の職で給与条列」に、「調整手当」を「地域手当」に、「支給区分」を「級地」に、「乙地」を「四級地」に、「甲地」を「一級地、二級地又は三級地」に、「職」を「もの」に改め、同項第五号中「給与条列」を「第一号及び第二号に掲げる職以外の職で給与条列」に、「調整手当」を「地域手当」に、「支給区分が甲地」を「級地が一級地、二級地若しくは三級地」に、「職」を「もの」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	10,000
1 年 以 上 2 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	8,000
2 年 以 上 3 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	6,000
3 年 以 上 4 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	4,000
4 年 以 上 5 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	2,000
5 年 以 上 6 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	50,000	
6 年 以 上 7 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	48,200	
7 年 以 上 8 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	46,400	
8 年 以 上 9 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	44,600	
9 年 以 上 10 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	42,800	
10 年 以 上 11 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	41,000	
11 年 以 上 12 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	39,200	
12 年 以 上 13 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	37,400	
13 年 以 上 14 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	35,600	
14 年 以 上 15 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	34,200	
15 年 以 上 16 年 未 満	306,900	268,500	216,000	159,100	100,100	32,800	
16 年 以 上 17 年 未 満	302,500	264,500	212,700	156,500	98,500	31,400	
17 年 以 上 18 年 未 満	298,100	260,500	209,400	153,900	96,900	30,000	
18 年 以 上 19 年 未 満	293,700	256,500	206,100	151,300	95,300	28,600	
19 年 以 上 20 年 未 満	289,300	252,500	202,800	148,700	93,700	27,200	
20 年 以 上 21 年 未 満	284,900	248,500	199,500	146,100	92,100	25,800	
21 年 以 上 22 年 未 満	273,000	238,600	192,200	140,500	88,800	25,200	
22 年 以 上 23 年 未 満	260,800	228,500	184,700	135,200	85,100	24,600	
23 年 以 上 24 年 未 満	249,000	218,800	177,700	129,600	81,900	23,700	
24 年 以 上 25 年 未 満	237,100	208,800	170,300	124,300	78,200	23,100	
25 年 以 上 26 年 未 満	225,100	198,900	163,100	118,900	74,900	22,500	
26 年 以 上 27 年 未 満	210,000	185,200	152,000	111,100	70,000	21,900	
27 年 以 上 28 年 未 満	195,200	171,800	141,400	103,200	65,500	21,300	
28 年 以 上 29 年 未 満	180,300	158,400	130,600	95,400	61,100	20,600	
29 年 以 上 30 年 未 満	165,100	144,700	119,500	87,600	56,200	20,300	
30 年 以 上 31 年 未 満	147,800	129,800	108,000	79,100	51,500	19,900	
31 年 以 上 32 年 未 満	130,400	114,800	96,200	70,700	46,400	19,300	
32 年 以 上 33 年 未 満	113,300	100,100	84,800	62,000	41,900	18,500	
33 年 以 上 34 年 未 満	82,800	75,300	65,300	49,400	33,800	17,600	
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十三号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 調整手当に関する規則（昭和四十五年香川県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

兵 庫 県 神 戸 市	百分の十
-------------	------

第二条 調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域手当に関する規則

第一条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二条を次のように改める。

（支給地域等）

第二条 給与条例第九条の二第一項の人事委員会規則で定める地域は、別表の支給地域の欄に掲げる地域とし、同条第二項の地域手当の級地は、同欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の級地の欄に定める級地とする。

2 給与条例第九条の二第二項第一号、第二号、第四号及び第六号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 一級地 百分の十三
- 二 二級地 百分の十一
- 三 四級地 百分の十
- 四 六級地 百分の三

3 給与条例第九条の三の人事委員会規則で定める割合は、百分の十一とする。

第三条及び第四条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

支給地域	級地
東京都特別区	一級地
大阪府大阪市	二級地
兵庫県神戸市	四級地
岡山県岡山市	六級地

備考 この表の支給地域の欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されるものではない。

附則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の調整手当に関する規則別表の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十四号

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第一条 通勤手当に関する規則（昭和三十三年香川県人事委員会規則第四号）の一部を次

のように改正する。

第一号様式中

乗車券等の別

を

乗車券等の種類

を

自転車利用	オートバイ利用
-------	---------

を

自動車利用	オートバイ利用
-------	---------

「返納事由発生年月日」を「返納事由発生年月」に

課所	長	補次	佐長	係	長	係	員

を

決裁	
----	--

に改める。

第二号様式中

課所	長	補次	佐長	係	長	係	員

を

決裁	
----	--

に改める。

第三号様式中

課所	長	補次	佐長	係	長	係	員

を

決裁	
----	--

に改める。

(香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第二条 香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則(昭和四十七年香川県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第四項中「主任及び主査」を「及び主任」に改める。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第三条 住居手当に関する規則(昭和四十九年香川県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「まかない付下宿」を「膳付下宿」に

局長	課所	補次	佐長

別記様式中

局長 課長 所長	補佐 長	係長	係員
----------------	---------	----	----

を

決裁

--	--	--	--

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則（第二条を除く。）の規定による改正前の各規則に定める様式による用紙は当分の間、修正して使用することができる。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十五号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和三十九年香川県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合」を「百分の六」に改め、同条各号を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 平成十八年度に限り、次に掲げる職員に対する改正後の第三条の規定の適用について

は、同条中「百分の六」とあるのは、「百分の九」とする。

一 職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号。以下「給与条例」という。）第十一条の四第一項第一号に掲げる職員で、農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第八条第二項第一号に掲げる職務に専ら従事する職員以外の職員

二 給与条例第十一条の四第一項第二号に掲げる職員で、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八十七条第二項第一号に掲げる職務に専ら従事する職員以外の職員

三 給与条例第十一条の四第一項第三号に掲げる職員で、農業改良助長法第八条第二項第一号又は森林法第八十七条第二項第一号に掲げる職務に相当する職務に専ら従事する職員以外の職員

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年香川県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「四級」を「三級」に改める。

第十条の見出し中「支給割合」の下に「の基準」を加え、同条中「に規定する勤勉手当の支給割合」を「の規則で定める基準」に、「とする」を「を勤勉手当の支給割合とすることとする」に改める。

第十四条第一号中「百分の百四十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百八十五」に改め、同条第二号中「百分の七十」を「六月に支給する場合においては百分の七十」に改め、「百分の九十」の下に「」、十二月に支給する場合においては百分の八十（特定幹部職員にあつては、百分の百）を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第一中「知事公室長」及び「労働委員会事務局長」を削り、「政策調整監」を

警察学校長

策調整監
に、「警察学校長

事公室長」に、「警察署長

高松南警察署長

め、「消費生活センター所長」を削り、「中央病院看護部長」を「中央病

警察署長

坂出警察署長

院看護部長 「」に改め、「東讃土地改良事務所長」を削り、

丸亀警察署長

教育次長

働委員会事務局長

育次長

書館長

事官

ぬき警察署長

音寺警察署長

別表第二の一の部三の項中「並びに主任主査である職員」を削り、同部四の項中「係長

並びにこれら」を「これ」に改め、同表二の部一の項中「並びに人事委員会の認める職員」

を削り、同部二の項中「参事官」の下に「（人事委員会の認める職に限る。）」を加え、

同部四の項中「係長」を「専門官」に改め、同表五の部三の項中「並びに主任主査である

職員」を削り、同部四の項中「及び係長並びにこれらに相当する職にある職員並びに」を

「である職員及び」に改め、同表六の部三の項中「看護師長」の下に「、看護主任」を加

え、「並びに主任主査である職員」を削り、同部四の項中「看護主任（人事委員会の認め

る職に限る。）及び係長並びにこれらに相当する職にある職員並びに」を「主任である職

員及び」に改め、同表七の部一の項中「学長」の下に「である職員」を加え、同部二の項

中「教授」の下に「である職員」を加え、同部三の項中「助教授」の下に「である職員」

「政
知
加え、同部四の項中「講師」の下に「である職員」を加える。

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則等の一部を改正す

る規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十七号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則等の一部を改

正する規則

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正）

第一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十

三年香川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第二条 職員の育児休業等に関する規則（平成四年香川県人事委員会規則第三号）の一部

を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次

の一条を加える。

（職務復帰後の号給の調整）

第七条 条例第六条の規定による号給の調整は、同条の規定により引き続き勤務したも

のとみなされる期間を考慮して、育児休業をした職員が職務に復帰した日及びその日

後における最初の昇給日（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六

十年香川県人事委員会規則第十号）第二十八条に規定する昇給日をいう。）又はその

いずれかの日に、昇給の場合に準じて行うものとする。

第五号様式中「~~給~~」を「~~給~~」に改める。

（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第三条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十

一年香川県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「二級、三級又は四級」を「一級、二級又は三級」に、「給料月額」を「号給」に、「給料月額及びこれを受けることとなる期間」を「号給」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十六年香川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(一般任期付職員の号給の決定)」に改め、同条中「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は」を「号給は」に、「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の」を「号給を超えない」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第十八号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 特殊勤務手当に関する規則(平成十二年香川県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(県税事務手当)

第二条 条例第三条第一項の人事委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 納税義務者、滞納者等に面接して行う事務(県税の収納に係る事務で納税交渉を伴わないものを除く。)

二 滞納処分又は犯則事件に係る捜索、差押え等の事務

第三条の見出しを「(有害物等取扱手当)」に改め、同条中「第五条第一項」を「第五条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第五条第一項第二号の人事委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。

一 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する毒

物及び同条第二項に規定する劇物

二 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二条第一号に規定する麻薬若しくは同条第六号に規定する向精神薬又は薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第四十四条第一項に規定する毒薬若しくは同条第二項に規定する劇薬で、粉末状のもの

三 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一百七号)第二条第二項に規定する第一種特定化学物質及び同条第三項に規定する第二種特定化学物質

四 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類

五 アスベストについての分析のために建材を粉砕して得る検体

第四条を削る。

第五条中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「第十一条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「第十二条第一項第二号」を「第十条第一項第二号」に改め、同条を第六条とする。

第八条を削る

第九条中「第二十二条第一項第二号」を「第十七条第一項第二号」に改め、同条を第七条とする。

第十条第一項中「第三十三条第一項第二号」を「第二十七条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第三十三条第一項第三号」を「第二十七条第一項第三号」に、「作業及び」を「作業、」に、「検査」を「検査及び消防学校において教育訓練として行う降下訓練等」に改め、同条第三項中「第三十三条第一項第四号」を「第二十七条第一項第四号」に改め、同条第四項中「第三十三条第一項第五号」を「第二十七条第一項第五号」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第八条とする。

5 条例第二十七条第一項第八号の人事委員会規則で定める伝染性疾病は、人畜共通の伝染性疾病とする。

第十一条中「第三十四条第一項第一号」を「第二十八条第一項第一号」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「第三十四条第一項第一号」を「第二十八条第一項第一号」に改め、同条を第九条とする。

人事委員会告示

●香川県人事委員会告示第一号

給料表別、級別職務分類表（昭和六十年香川県人事委員会告示第二号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

別表第一の十一級の部を次のように改める。

九級	知事の事務部局	本庁部長 局長（出納局長を除く。） 理事
	教育委員会の事務部局	※知事公室長 ※東京事務所長 ※自治研修所長 ※中央病院事務局長
	議会の事務部局	理事
	人事委員会の事務部局	事務局長
	監査委員の事務部局	

別表第一の十級の部中「十級」を「八級」に改め、同部知事の事務部局の項中「知事公室次長」を「知事公室長」に改め、「※消費生活センター所長」、「※中央病院事務局長」及び「※東讃土地改良事務所長」を削り、同部議会の事務部局の項の次に次のように加える。

労働委員会の事務部局 事務局長

別表第一の九級の部中「九級」を「七級」に改め、同部知事の事務部局の項中「※監察主幹」を削り、同部各事務部局の項中「八級」を「六級」に改め、同表八級の部中「八級」を「六級」に改め、同部知事の事務部局の項中「防災対策主幹」「適正処理推進主幹」を「防災指導監」に、

第十二条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十条」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第二項中「第三十六条第一項」を「第三十条」に、「同項」を「同条」に改め、同条を第十条とする。

第二条 特殊勤務手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第七条中「第十七条第一項第二号」を「第十六条第一項第二号」に改める。

第八条第一項中「第二十七条第一項第二号」を「第二十六条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第二十七条第一項第三号」を「第二十六条第一項第三号」に改め、同条

第三項中「第二十七条第一項第四号」を「第二十六条第一項第四号」に改め、同条第四項中「第二十七条第一項第五号」を「第二十六条第一項第五号」に改め、同条第五項中

「第二十七条第一項第八号」を「第二十六条第一項第八号」に改める。

第九条中「第二十八条第一項第一号」を「第二十七条第一項第一号」に改める。

第十条中「第三十条」を「第二十九条」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十九号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年香川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四号に次のように加える。

二 国際協力の活動又は国際理解の促進を図るための活動で、国、地方公共団体又は公共的団体が主催し、又は共催して行う国際協力等のための事業において行うもの

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

職務の級	職務
九級	本部部长 警察学校長 高松南警察署長 ※参事官 ※さぬき警察署長 ※坂出警察署長 ※丸亀警察署長 ※観音寺警察署長
八級	参事官 公安委員会補佐官 さぬき警察署長 高松東警察署長 小豆警察署長 坂出警察署長 高松西警察署長 丸亀警察署長 普通寺警察署長 観音寺警察署長 七級の職務の欄に掲げる職務で人事委員会の認めるもの
七級	本部課長 本部隊長（課に附置された隊を除く。） 本部室長 自動車警ら隊長 鉄道警察隊長 少年サポートセンター長 運転免許センター長 広報官 監察官 交通反則通告官 管理官 調査官 副校長 東かがわ警察署長 琴平警察署長

級	職務
六級	高瀬警察署長 副署長 刑事官 地域官 交通官
五級	本部次長 副隊長 科学捜査研究所副所長 課長補佐 隊長補佐 所長補佐 室長補佐 事故分析官 官付 課付 係長 主任専門官 警察学校次長 校長補佐 警察署次長 警察署課長 警察署課長代理
四級	専門官 三級の職務の欄に掲げる職務で人事委員会の認めるもの
三級	主任 二級の職務の欄に掲げる職務で人事委員会の認めるもの
二級	専門員
一級	係員

注 本表において指定する職務で、※印の付されている職務については、人事委員会の承認を得たものに限る。

別表第三の五級の項から三級の項までを次のように改める。

五級	※研究主幹
四級	研究主幹
三級	<p>主席研究員 主任専門職員 農業試験場分場長（農業試験場府中分場長を除く。） 東部家畜保健衛生所病性鑑定室長 副主幹 瀬戸内海歴史民俗資料館副館長</p>

別表第四の三級の項中「保健医療主幹」を「医療主幹」に改め、同表一級の項中「である医師又は歯科医師」を削る。

別表第五の五級の項中「主任主査」を削る

四級の職務の欄に掲げる職務で人事委員会の認めるもの

り、同表三級の項中「係長」を削り、同表二級の項中「技師である薬剤師又は獣医師」を削り、同表一級の項を次のように改める。

一級	技師
----	----

別表第六の六級の項中「五級の職務の欄に掲げる職務で人事委員会の認めるもの」を削る、同表五級の項中「看護主任（甲）」を「看護主任（乙）」に改める。

四級の職務の欄に掲げる職務で人事委員会の認めるもの

主任」に改め、同表四級の項から一級の項までを次のように改める。

四級	主任
三級	主任技師（職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号）第四条第十二項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）を除く。）
二級	主任技師（再任用職員に限る。） 一級の職務の欄に掲げる職務で人事委員会の認めるもの

別表第七の五級の項中「五級」を「四級」に改め、同表四級の項中「四級」を「三級」に改め、同表三級の項中「三級」を「二級」に改め、同表二級の項中「二級」を「一級」に改める。

一級	技師
----	----

